



鳥取県公報

平成14年 8月20日(火)
第 7 4 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (438) (健康対策課) 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (439) (") 1
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (440・441) (耕地課) 2
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (442) (管理課) 4
	建設業法による建設業者の許可の取消し (443) (") 4
	土地収用法による事業の認定 (2 件) (444・445) (") 5
	県道の路線の廃止 (446) (道路課) 6
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (447) (審査課) 6
公 告	交通誘導警備に係る検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 6
調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 8

告 示

鳥取県告示第438号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目700 - 1	平成13年10月 1 日
東部薬局	鳥取市秋里723 - 4	平成14年 4 月 1 日
鳥取医療生活協同組合せいきょう倉吉診療所	鳥取市福庭一丁目225	平成14年 7 月 1 日
サン・プラス薬局	倉吉市福庭一丁目226	"
有限会社すずらん薬局	鳥取市叶320 - 12	"

鳥取県告示第439号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
鳥取県薬剤師会東部薬局	鳥取市秋里723 - 4	平成12年 3月31日
医療法人鳥取愛心会内浜クリニック	米子市彦名町964 - 1	平成14年 6月30日
すずらん薬局	鳥取市叶320 - 12	〃

鳥取県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市伯仙土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	東 善 次	米子市尾高1642
〃	竹 森 民 二	米子市泉935 - 1
〃	加 納 美 房	米子市泉610
〃	田 中 久次郎	米子市泉343
〃	田 中 年 文	米子市泉156
〃	下 関 重 治	米子市下郷405
〃	生 田 文 治	米子市泉612
〃	林 原 勇 雄	米子市泉463
〃	山 根 昇	西伯郡淀江町大字西原94
〃	野 坂 隆 彦	西伯郡淀江町大字西原108 - 2
〃	大 谷 宇 一	米子市尾高1772
〃	花 田 誠	米子市尾高896
〃	益 田 正 光	米子市尾高2432
〃	田 中 文 男	米子市尾高1511
〃	伊 達 光 正	米子市尾高1168
〃	長谷川 栄	米子市岡成167
〃	津 田 英 雄	米子市日下304 - 1
〃	岡 本 勇 夫	米子市福万725
〃	田 守 賢 治	米子市福万214
〃	松 波 実	米子市日下757
〃	山 本 聡 明	米子市石州府416
〃	岡 田 勇 一	米子市石州府436
監 事	長谷川 孝 雄	米子市泉159 - 1
〃	中 沢 民 夫	米子市尾高1404
〃	金 山 幸 雄	米子市石州府759 - 2

平成13年10月 6日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	金 澤 明	米子市尾高1676
"	田 中 秀 光	米子市尾高1115 - 1
"	大 原 仁 司	米子市日下176 - 3
"	田 中 美 雄	米子市日下567
"	仲 田 祐 康	米子市日下541
"	井 上 修 美	米子市石州府698
"	大 前 廣 光	米子市石州府422 - 1
"	野 坂 次 雄	米子市石州府448
"	野 坂 利喜雄	米子市石州府433
"	村 上 升 一	米子市石州府621
"	松 原 昭 雄	米子市福万727

監事	松 波 保	米子市日下757
"	古 前 勝 茂	米子市石州府408

平成13年10月7日就任 任期4年

鳥取県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事	川 島 正 壽	西伯郡名和町大字名和1398 - 1
"	船 田 愛 治	西伯郡名和町大字御来屋781
"	森 田 和 典	西伯郡名和町大字名和18
"	森 田 邦 靖	西伯郡名和町大字名和132
"	橋 本 啓太郎	西伯郡名和町大字門前30
"	京 力 本 晃	西伯郡名和町大字加茂149
"	宮 川 進	西伯郡名和町大字加茂327
"	小 林 茂 希	西伯郡名和町大字加茂550
"	山 根 靖 司	西伯郡名和町大字加茂1030
"	木 村 秀 雄	西伯郡名和町大字門前1115
"	桑 村 好 古	西伯郡名和町大字富長98
"	杉 原 俊 雄	西伯郡名和町大字富長64

監事	黒 住 長 夫	西伯郡名和町大字名和95 - 2
"	池 信 靖 夫	西伯郡名和町大字門前1098
"	田 草 健 二	西伯郡名和町大字名和1324

平成14年 7月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	川 島 正 壽	西伯郡名和町大字名和1398 - 1
"	船 田 愛 治	西伯郡名和町大字御来屋781

〃	野 口 誠	西伯郡名和町大字名和160 - 1
〃	金 田 要 一	西伯郡名和町大字名和98
〃	橋 本 啓太郎	西伯郡名和町大字門前30
〃	大 原 毅	西伯郡名和町大字加茂26
〃	野 口 雄 幸	西伯郡名和町大字加茂310 - 1
〃	山 根 宏 美	西伯郡名和町大字加茂980
〃	荒 松 利 広	西伯郡名和町大字加茂511 - 1
〃	木 村 初 男	西伯郡名和町大字古御堂732 - 2
〃	杉 原 純 治	西伯郡名和町大字富長68
〃	鳥 橋 千 廣	西伯郡名和町大字富長69 - 1
監 事	岩 波 宏 承	西伯郡名和町大字御来屋782
〃	林 原 清 志	西伯郡名和町大字門前27
〃	宮 川 修 三	西伯郡名和町大字名和10

平成14年 7月24日就任 任期 4年

鳥取県告示第442号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成14年 8月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

有限会社山松建設 代表取締役 山松 新蔵

倉吉市和田236 - 6

鳥取県知事許可（般 - 12）第4355号

3 処分の内容

平成14年 8月21日から同年 9月10日までの3週間の営業の全部の停止

4 処分の原因となった事実

有限会社山松建設は、鳥取県発注の一般県道三朝温泉木地山線道路改良工事に関し、粗雑な工事を行うとともに、測点のみを完全施工し、意図的に粗雑な工事の事実を隠ぺいした。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

鳥取県告示第443号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成14年 8月12日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

有限会社大栄建設 代表取締役 中田 進

鳥取市下味野29 - 3

鳥取県知事 許可 (般 - 13) 第2447号

- 3 処分の内容

建設業の許可の取り消し

- 4 処分の原因となった事実

有限会社大栄建設は、常勤の事実のない者を常勤であるとして虚偽の申請を行い、建設業の許可を受けた。このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当する。

鳥取県告示第444号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称

関金町

- 2 事業の種類

夢の里地区田園空間整備事業

- 3 起業地

(1) 収用の部分 東伯郡関金町大字泰久寺字後口野及び字トドロケ地内

(2) 使用の部分 なし

- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東伯郡関金町大字大鳥居193 - 1

関金町役場

鳥取県告示第445号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称

大山町

- 2 事業の種類

農業集落排水事業飯戸坊領地区処理施設建設工事

- 3 起業地

(1) 収用の部分 西伯郡大山町坊領字中嶋地内

(2) 使用の部分 なし

- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡大山町国信550 - 1

大山町役場

鳥取県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。
その関係図面は、鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

整備番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
152	青谷インター線	気高郡青谷町 大字青谷	気高郡気高町 大字八束水	

鳥取県告示第447号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年 8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成14年 8月20日	631	倉吉市西倉吉町137	学校法人鳥取県自動車学校	倉吉市西倉吉町137

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定に基づき、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成14年 8月20日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

- 1 検定の種別及び級
交通誘導警備 2級
- 2 実施日時
平成14年11月30日（土）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 検定の内容
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

5 受検資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- (2) 平成14年11月30日現在満18歳以上であること。
- (3) 警備業法第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により検定の合格を取り消された者にあつては、当該取消の日から起算して3年を経過していること。

6 検定申請書の受付期間

平成14年9月30日(月)から同年10月15日(火)まで

7 検定申請書の提出先

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- なお、郵送による検定申請書の提出は、認めない。

8 検定申請書の提出部数等

検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 履歴書及び住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
- (2) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
- (3) 警備業法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
- (4) 警備業法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (5) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- (6) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを証する書面(所定の様式によること。)

9 検定手数料及び納付方法

検定手数料は22,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0111)にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年8月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

- | | |
|----------------|----|
| ア 直接撮影装置 | 3台 |
| イ 運転免許証作成用プリンタ | 6台 |
| ウ 複写撮影装置 | 1台 |

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成15年2月1日から平成20年1月31日まで

(4) 納入期限

平成15年1月31日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のアからウまでに掲げる物品の一式の1月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース・レンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成14年8月20日（火）から同年9月30日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県警察本部会計課予算係

電話 0857 - 23 - 0111 (内線2224)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年9月30日(月)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年9月27日(金)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部総合指揮室(鳥取県庁本庁舎7階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年9月13日(金)午後3時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Direct photographing apparatus 3 sets

Driver's license printer 6 sets

Copying photographing apparatus 1 sets

(2) September 13, 2002 3 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 30, 2002 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

September 27, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 220 Higashi - machi

Tottori - shi 680 - 8520 Japan TEL : 0857 - 23 - 0111 (Extension telephone 2224)